

尼崎市水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、尼崎市水道料金徴収等業務の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項について定めるものである。

1 業務名

尼崎市水道料金徴収等業務

2 業務内容

業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとし、詳細については、「尼崎市水道料金徴収等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- (1) 受付業務
- (2) 水道料金等徴収業務
- (3) 給水装置等に関する業務
- (4) 検針時同時漏水調査に関する業務
- (5) 時間外受付業務
- (6) その他の業務

3 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、契約を締結した日から令和6年3月31日までの期間は準備期間とし、業務の実施体制の整備等を行うものとする。

4 提案上限金額

2, 275, 927, 000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

5 参加資格

参加資格要件は、次の各号に定めるとおりとする。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に参加資格要件のいずれかを満たさなくなつたときは、その時点で参加資格を失うものとする。

- (1) 尼崎市の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 国税及び地方税、その他公課を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされ

ていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
- ② 契約を締結する能力を有しない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者
- ⑤ 尼崎市暴力団排除条例（平成25年3月7日条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第4号に規定する暴力団密接関係者（ウに該当する者を除く。）
- ⑥ 本市との契約に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者
- ⑦ ⑥に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とする団体
- ⑨ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
- ⑩ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ⑪ 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
- ⑫ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

(5) 過去5年間（平成31年度から令和4年度まで）において、水道料金等徴収業務を給水人口10万人以上の水道事業体から受託した実績を有すること。

(6) 個人情報・データ取扱特記事項（仕様書別紙5）に掲げる事項についての安全確保の処理を行うとともに、個人情報保護に取り組む姿勢を示すため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークの取得をするなど同等の対策に努めるなど、個人情報の保護に必要な措置を行うことができること。

6 質問及び回答

(1) 質問の方法

質問書（第6号様式）を電子メールにより提出すること。なお、メール件名は次のとおりとする。

【会社名】 尼崎市水道料金徴収等業務（質問書）

(2) 提出先

尼崎市公営企業局 上下水道部 お客さまサービス課

メールアドレス：s_kyusui@city.amagasaki.hyogo.jp

(3) 提出期限

令和5年6月16日（金）午後5時00分必着

(4) 質問書の回答

各参加申込者からの質問を質問回答書により、令和5年6月27日（火）までに質問者名を伏せて本市の公式ホームページにて公表する。なお、審査基準等に関する質問は回答しない。

(5) 留意事項

- ① 電子メールの送信後、必ず、本市担当者へ電話にて受信確認を行うこと。
- ② 質問内容の確認のため、本市担当者から質問の趣旨について問い合わせることがある。

7 参加資格審査について

次の提出書類に基づき、参加資格の審査を行う（書面審査）。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（第1号様式）
- ② 会社概要書（第2号様式）及び会社パンフレット
- ③ 履歴事項全部証明書（提出日から3か月以内に取得したものに限る。）
- ④ 財務状況関係書類（直近2か年の貸借対照表、損益計算書）
- ⑤ 業務受託実績表（第3号様式）

水道料金等徴収業務において、給水人口が10万人以上の水道事業体での実績を記載すること。

- ⑥ 労働環境調書（第4号様式）

(2) 提出期限

令和5年7月7日（金）午後5時00分必着

(3) 提出方法

尼崎市公営企業局上下水道部お客さまサービス課に持参することとし、事前に電話連絡を行うこと。また、持参の際に庁舎の見学を希望する場合は、必ず、事前に電話連絡を行うこととする。

(4) 結果通知

参加資格審査結果通知書により、令和5年7月18日（火）までに電子メールで通知する。

(5) 参加資格取得後の辞退

プロポーザルに参加する事業者が参加資格取得後に辞退を希望する場合は、参加辞退届（第5号様式）を提出しなければならない。この場合において、提出方法は、上記(3)に定めるとおりとする。

(6) 留意事項

本件契約は、尼崎市公共調達基本条例第11条の規定による労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となる対象契約である。

8 プロポーザルにかかる企画提案書の提出について

(1) 企画提案書の作成

参加資格取得者（以下、「提案者」という。）は、「尼崎市水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザルにかかる企画提案書作成要領」に従って作成すること。

(2) 提出方法

尼崎市公営企業局上下水道部お客さまサービス課に持参することとし、事前に電話連絡を行うこと。

(3) 提出部数

8部（代表者印を押印した正本1部、副本7部）

(4) 提出期限

令和5年7月25日（火）午後5時00分必着

(5) 提出場所

尼崎市公営企業局 上下水道部 お客さまサービス課

(6) 留意事項

(ア) 提出期限の超過又は提出書類に不備がないように注意すること。

(イ) 審査資料作成のため、企画提案書の電子データの提出を求めることがある。

9 事業者の選定方法

(1) 選定方法

参加資格審査を通過した者に対し、別途定める尼崎市水道料金徴収等業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーション審査を行う。企画提案書と合わせて総合的に審査し、最優良提案者1社を選定する。

(2) プレゼンテーション審査の実施

① 日 時

令和5年8月3日（木）～8月9日（水）のうちの1日、指定する時間

※ 日程が決まり次第、本市公式ホームページにて公表予定（7月中）

② 場 所 (予定)

尼崎市上下水道庁舎 4階 第2会議室
(控室：3階 ミーティングルーム)

③ 提案時間

1事業につき、60分以内(うち、提案説明40分、質疑応答20分)

④ 説明者

5人以内(業務主任担当者が主に説明を行うこと)

⑤ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容をもとに実施すること。

(イ) 企画提案書に記載された内容の範囲内であれば、パソコン等を使用して説明することも可能とする。この場合において、プロジェクター及びスクリーン以外は、提案者で用意すること。

(ウ) プレゼンテーションの内容は、録音する。

(3) 審査・選定基準

① 審査項目については次のとおり

審査項目		観 点
会社概要等 (配点:30点)	会社概要・財務状況	経験・ノウハウ
	受託実績	経験・ノウハウ
	地域貢献に対する考え方	地域経済活性化
業務実施体制 (配点:55点)	人員の配置	業務実施体制
	法令遵守	業務実施体制
	危機管理	業務実施体制
	準備期間及び契約期間満了時の引継ぎ等	業務実施体制・計画性
各業務について (配点:95点)	受付業務	業務実施体制・計画性
	水道料金等徴収業務	業務実施体制・計画性
	給水装置等に関する業務	業務実施体制・計画性
	検針時同時漏水調査に関する業務	業務実施体制・計画性
	時間外受付業務	業務実施体制・計画性
	その他の提案	有効性・実用性
コスト (配点:20点)	提案額(見積額)	コスト意識

- ② 審査員6名が提案者のプレゼンテーション及び企画提案書から審査・採点を行い、合計点を算出する。なお、合計点が選定委員会の定める最低基準点（非公開）などの選考基準（以下、「選考基準」という。）を満たしていない場合は、選定しない。
- ③ さらに地域経済活性化の観点から、市内業者又は準市内業者であれば②の合計点に加え、一定の加点を行う。また事業実施に際して、新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行う。
- ④ ②と③の合計が最も高い提案者を最優良提案者とし、契約候補者として選定する。
- ⑤ 提案者が1社の場合であっても、選定委員会による審査を行う。その結果、選考基準を満たしていると認められた場合には、その提案者を契約候補者として選定する。

10 スケジュール

内 容	日 程
(1) 募集の開始	令和5年5月26日（金）
(2) 質問の受付締切（質問書提出期限）	令和5年6月16日（金）
(3) 質問に対する回答	令和5年6月27日（火曜日）まで
(4) 参加申込書の提出期限	令和5年7月7日（金）
(5) 参加資格審査の結果通知	令和5年7月18日（火）
(6) 企画提案書の提出期限	令和5年7月25日（火）
(7) プレゼンテーション審査	令和5年8月3日（木）～8月9日（水） のいずれか1日
(8) 最終審査結果通知	令和5年8月22日（火）
(9) 契約締結日	令和5年8月中
(10) 準備期間（約7か月間）	契約締結日～令和6年3月31日（日）
(11) 業務開始	令和6年4月1日（月）～

11 契約に関する事項

- (1) 選定後、契約候補者は本市の委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって委託契約を締結する。
- (2) 企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映する。ただし、契約締結段階において、必要に応じて契約候補者との協議により、項目の付加、変更及び削除を行うことがある。
- (3) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において順位が高かった者から

順に協議を行い、契約候補者として決定する。ただし、選考基準を満たさなかった場合には、選定しない。

- (ア) 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
- (イ) 契約締結時までに参加資格を欠いていることが判明したとき
- (ウ) 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
- (エ) その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

(4) 契約締結にあたっては、改めて見積書及び本市で定める項目別内訳明細書の提出を依頼する。契約候補者は提案書に記載している見積金額をもとに提出すること。

(5) 契約保証金

受託者は、契約金額の100分の5（千円未満の端数切上）を契約締結日当日に納付するものとする。ただし、尼崎市公営企業局契約規程第1条第1項も準用する尼崎市契約規則第32条第1項第1号により、免除することができる。

(6) 支払方法

委託料は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで60回に分けたものを1月ごとに支払うものとし、1月ごとの支払額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て、最終月の委託料に加算する。

(7) 支払条件

毎月の業務完了後、適法な請求を受けてから30日以内支払う。

12 その他留意事項

- (1) 本市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出された参加申込書、企画提案書等は、返却しない。
- (4) 企画提案書に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (5) 企画提案書の作成及び提出等にかかる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 審査結果に対して異議を申し立てることができない。
- (7) 次のいずれかに該当する応募は失格とする。
 - (ア) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
 - (ウ) 企画提案書等提出期限後に見積書内の金額の訂正を行ったもの。
 - (エ) プレゼンテーション審査に欠席したもの。
 - (オ) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

(カ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。

(キ) 参加資格の条件を満たさないもの。

13 問い合わせ先

【事務局】

尼崎市公営企業局上下水道部お客さまサービス課

〒660-0051 尼崎市東七松町2丁目4番16号

電 話 06-6489-7406

F A X 06-6489-7421

Eメール s_kyusui@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上